

コンクリート技士・主任技士登録者の皆様へ

—2017年度コンクリート技士・主任技士研修受講および更新登録について—

コンクリート技士・主任技士の更新登録について、登録証の有効期限により各書類の送付時期が異なります。以下に該当する方で書類が未着の場合は、必ずご連絡ください。

1) 登録者の更新

登録有効期限の前年または前々年いずれかにて、コンクリート技士・主任技士研修の受講が必要です。

研修受講申込書類の送付は4月下旬、研修受講の時期は7～8月です。

登録有効期限が2018年3月31日で2016年のコンクリート技士・主任技士研修を受講していない方、および登録有効期限が2019年3月31日の方には、2017年4月下旬に研修受講申込書類をお送りいたしますので、所定の期間内にお申込みください。(ただし、登録有効期限が2019年3月31日の方は、2017年または2018年のいずれかの受講で可)

研修受講申込書類が未着の場合は、5月10日～5月15日までにご連絡ください。

2) 再登録

現在有効期限が切れている方および未登録の方、または登録有効期限の前年までに研修の受講が出来なかった方は、3月末日までに再登録希望届の提出が必要です。

該当者はHP「[コンクリート技士／主任技士再登録希望届](#)」の入力フォームから送信してください。もしくは、FAXにて「氏名、合格番号、連絡先、再登録希望の旨」を明記し、末尾「技士・主任技士登録係」宛にお送りください(FAX送信後は着信確認のためお電話をください)。

3月末日までに提出された方には4月下旬に研修受講申込書類をお送りいたします。

研修受講申込書類が未着の場合は、5月10日～5月15日までにご連絡ください。

3) 新登録証の発行

登録有効期限内に研修受講済の方は、登録有効期限が切れる年の3月末日までに、有効期限が切れている方は、受講した年の翌年の3月末日までに新登録証をお送りいたします。

登録有効期限が2017年3月31日の登録更新対象者または再登録申請者で、2015年の技士研修または2016年のコンクリート技士・主任技士研修を受講済みの方には、2017年3月末日までに、4月1日から4年間有効の新登録証をお送りいたします。

新登録証が未着の場合は、4月下旬までにご連絡ください。

4) 登録者証(携帯用カード)の申込み

登録者証(携帯用カード)を希望される方は、新登録証が届いた時点で、別途申請が必要です。

また、登録者証(携帯用カード)は、上記の申請時以外でも登録証の有効期限内であれば、いつでも発行可能です。ご希望の場合は、HP「[コンクリート技士・主任技士登録者証\(携帯用カード\)発行について](#)」をご覧ください。

5) 登録情報の変更

登録情報(勤務先、自宅住所等)に変更が生じた方は、HP「[コンクリート技士／主任技士登録情報変更届](#)」の入力フォームから送信してください。もしくは、FAXにて「氏名、合格番号、変更内容、連絡先」を明記し、末尾「技士・主任技士登録係」宛にお送りください(FAX送信後は着信確認のためお電話をください)。

※新登録証の発送先変更は2月上旬までにお問い合わせいたします。

公益社団法人 日本コンクリート工学会「技士・主任技士登録係」

〒102-0083 東京都千代田区麴町1-7 相互半蔵門ビル12階

TEL: 03-3263-1571 FAX: 03-3263-2115

URL: <http://www.jci-net.or.jp/j/exam/gishi/index.html>

コンクリート技士・主任技士研修受講および更新登録の流れ

